

第99回安来市議会定例会 3月定例会議

総務企画委員長報告

令和3年3月22日

去る3月1日に開議されました本会議において、本委員会に付託されました議案10件及び請願1件について、3月8日に総務企画委員会を開催し、審査した結果並びに経過をご報告いたします。

まず審査結果については、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第34号、議第35号、議第38号、議第42号、議第45号の10件は、全て全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、請願第1号については、賛成少数で否決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

はじめに、「議第24号 安来市広瀬町防災行政無線局(移動系)設置及び管理に関する条例及び安来市伯太町防災行政用無線施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について」の中で、委員より、「緊急時の一斉伝達の方法として、告知放送とヤフー防災速報アプリを活用することだが、高齢者はアプリを使っていない方が多く、また、告知放送の音量を小さくされている方もある中で、その他の伝達手段を整備する考えはないか」との質問に対し、執行部からは、「防災行政無線に代わる伝達手段を新たに整備するという考えはなく、あくまでも告知放送を中心として考えており、緊急情報はボリュームを絞られていても最大音量で鳴るように設定されている。更に、交流センターごとに屋外スピーカーもあり、併せて活用していく。どうしても聞こえないという方に対しては、広報車による広報活動、自主防災組織や民生児童委員などを通じた呼びかけなど、様々な手段を用いて対応したい」との答弁でした。

同じく委員より、「伯太地域での住民への説明方法に対して苦情をたくさん耳にしている。周知のタイミング等もあったかもしれないが、使用停止までまだ時間があるので、しっかりとした対応をお願いしたい」との意見に対し、執行部からは、「住民に対する説明について、近年防災無線として使用していないということで、丁寧さを欠いていた部分があり、お詫びを申し上げます。問い合わせに関しては丁寧に説明するよう対応していき、新年度で自治会長が集まる機会があれば、伯太地域センターと一緒に説明していきたいと考えている」との答弁でした。

次に、「議第 26 号 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための職員の特殊勤務手当の特例に関する条例制定について」の中で、委員より「手当の額は1日につき4,000円を超えない範囲内で規則で定める額とする、とのことだが、金額の基準はあるか」との質問に対し、執行部からは、「人事院が規則で定めている額に準じて規則を制定する考えである」との答弁でした。

同じく委員より、「この手当の対象となる職員を把握されているか」との質問に対し、執行部からは、「今のところ、新型コロナウイルス感染症患者を救急搬送した消防隊員を想定しているが、今後の感染の広がりによっては、該当職員は変わってくるものだと考えている。なお、市立病院については病院で規則を設けており、今回の特例は市長部局が該当となるものである」との答弁でした。

次に、「議第 35 号 安来市広瀬温泉月山の湯憩いの家条例制定について」の中で、委員より、「憩いの家を再開するにあたって、湯量や経費的な心配はないか」との質問に対し、執行部からは、「泉源については、心配な面や要素もあるが、できる限り皆さんにお湯を提供したいということから再開するものである。今後メンテナンスの中で、多額の投資をしなければいけないということがあれば、そこで検討し、続けるのか、やめるのかの判断となる」との答弁でした。

同じく委員より、「指定管理料の設定はあるのか」との質問に対し、執行部からは、「令和3年度は入浴料だけで採算が合う可能性があることから、指定管理料については想定をしていない。入浴料金については、近隣の温泉施設を参考に設定したい」との答弁でした。

その他の議案については、内容の確認などがありましたが、特に異論はなく、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「請願第1号 国に対し「再審法(刑事訴訟法)の改正を求める意見書」の提出を求める請願について」では、委員からは、「冤罪被害が続かないよう制度改正を求めるものであり、地方からも声を上げるべきと考える」といった意見や、「確かに冤罪は許されることではないが、国において刑事訴訟法改正の論議がなされている中では、国の動向を見守るべきなのではないか」といった意見や、「非常に高い次元での話であり、国で議論すべき内容である」といった意見がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上、総務企画委員長報告といたします